

議案第13号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

平成31年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 堀 恵子

(提案説明)

事案決定の対象事案について、規定の整備を行うため、世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教 育 委 員 会 事 務 局

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

世田谷区教育委員会

別表3の部学校職員課の款4の項課長決定の欄に次の1号を加える。

1 研修を実施すること。

別表4の部生涯学習・地域学校連携課の款17の項中「総合型地域スポーツクラブ」を「総合型地域スポーツ・文化クラブ」に改める。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後						改正前					
○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号						○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号					
本文 省略						本文 省略					
別表 (第2条関係)						別表 (第2条関係)					
1 共通事案 省略						1 共通事案 省略					
2 教育次長専管事案 省略						2 教育次長専管事案 省略					
3 教育政策部長専管事案						3 教育政策部長専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定
学校 職員 課	1 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関する こと。			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。	学校 職員 課	1 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関する こと。			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。
				2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。					2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。
				3 学校職員の進退	3 学校職員の勤怠					3 学校職員の進退	3 学校職員の勤怠

改正後						改正前								
		2 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。）の人事に関すること。		1 教職員の勤務評定を決定すること。	1 教職員の配置について内申を行うこと。	1 教職員の配置について内申すること。			2 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。以下この項において同じ。）の人事に関すること。		1 教職員の勤務評定を決定すること。	1 教職員の配置について内申を行うこと。	1 教職員の配置について内申すること。	4 臨時職員を任用すること。
	3 幼稚園教職員の人事に関すること。	1 園長及び副園長を任免すること。	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）を任免	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の配置を決定する	1 幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の			3 幼稚園教職員の人事に関すること。	1 園長及び副園長を任免すること。	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）を任免	1 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の配置を決定する	1 幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の		

改正後							改正前						
				<p>すること。</p> <p>2 園長及び副園長の配置を決定すること。</p> <p>3 園長及び副園長の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命</p>	<p>こと。</p> <p>2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。</p> <p>3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命</p>	<p>海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。</p>					<p>すること。</p> <p>2 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。</p> <p>3 園長及び副園長の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命</p>	<p>こと。</p> <p>2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。</p> <p>3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の非行及び事故発生について報告すること。</p> <p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>5 園長の出張を命</p>	<p>海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。</p>

改正後						改正前						
				<p>ずること。</p> <p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p> <p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p> <p>1 研修計画を策定すること。</p>	<p><u>1 研修を実施すること。</u></p> <p>1 組合員原票を送</p>					<p>ずること。</p> <p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p> <p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p> <p>1 研修計画を策定すること。</p>	<p>4 学校職員の研修に関すること。</p> <p>5 学校職員の</p>	<p>4 学校職員の研修に関すること。</p> <p>5 学校職員の</p> <p>1 組合員原票を送</p>

改正後					改正前					
		共済組合に関する こと。			付すること。 2 給付事由を認 証すること。			共済組合に関する こと。		付すること。 2 給付事由を認 証すること。
	6	学校職員の互助組 合に関する こと。			1 組合員原票を送 付すること。 2 給付事由を認 証すること。			6 学校職員の互助組 合に関する こと。		1 組合員原票を送 付すること。 2 給付事由を認 証すること。
	7	学校職員及び幼稚園教 職員の公務災害補償に 関すること。			1 公務災害補償の 決定請求を進達す ること。			7 学校職員及び幼稚園教 職員の公務災害補償に 関すること。		1 公務災害補償の 決定請求を進達す ること。
	8	教職員及び学校職 員の職員相談			1 教職員及び学校 職員の職員相談に 係る計画			8 教職員及び学校職 員の職員相談		1 教職員及び学校 職員の職員相談に 係る計画

改正後						改正前					
		に 関 す る こ と。 9 教職 員 及 び 学 校 職 員 の 衛 生 管 理 に 関 す る こ と。 10 教職 員 及 び 学 校 職 員 の 被 服 の 貸 与 に 関 す る こ と。 11 教職 員 及 び 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る こ と。			を 策 定 す る こ と。 1 学校衛 生 委 員 会 を 開 催 す る こ と。 1 被服の 貸 与 を す る こ と。 2 貸与期 間 を 伸 縮 す る こ と。 1 教職員 及 び 学 校 職 員 の 給 与 を 支 給 す る こ と。			を 策 定 す る こ と。 9 教職 員 及 び 学 校 職 員 の 衛 生 管 理 に 関 す る こ と。 10 教職 員 及 び 学 校 職 員 の 被 服 の 貸 与 に 関 す る こ と。 11 教職 員 及 び 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る こ と。			を 策 定 す る こ と。 1 学校衛 生 委 員 会 を 開 催 す る こ と。 1 被服の 貸 与 を す る こ と。 2 貸与期 間 を 伸 縮 す る こ と。 1 教職員 及 び 学 校 職 員 の 給 与 を 支 給 す る こ と。
教育指導課～新教育センター整備担当課 省略						教育指導課～新教育センター整備担当課 省略					
4 生涯学習部長専管事案						4 生涯学習部長専管事案					
	件名	委員会決	教育長決	生涯学習部	課長決定		件名	委員会決	教育長決	生涯学習部	課長決定

改正後						改正前					
		定	定	長決定			定	定	長決定		
生涯 学 習・ 地 域 学 校 連 携 課	1	生涯 学 習・社 会教育 事業に 関する こと。	1 生涯 学 習・社 会教育 事業の 基本的 な方針 及び特 に重要 な計画 を策定 すること。	1 生涯学 習・社会 教育事業 の実施に 係る計画 を策定す ること。		生涯 学 習・ 地 域 学 校 連 携 課	1	生涯 学 習・社 会教育 事業に 関する こと。	1 生涯 学 習・社 会教育 事業の 基本的 な方針 及び特 に重要 な計画 を策定 すること。	1 生涯学 習・社会 教育事業 の実施に 係る計画 を策定す ること。	
	2	社会 教育委 員に関 すること。	1 諮問 事項を 決定す ること。				2	社会 教育委 員に関 すること。	1 諮問 事項を 決定す ること。		
	3	青少 年委員 に関する こと。	1 青少 年委員 を委嘱 すること。	1 青少 年委員 の研修 計画を 策定す ること。	1 調査委 託事業等 を行うこ と。 2 青少 年委員に 対する指 導事項を 決定するこ と。			3	青少 年委員 に関する こと。	1 青少 年委員 を委嘱 すること。	1 青少 年委員 の研修 計画を 策定す ること。

改正後					改正前						
		4 青少年教育に関すること。		1 青少年教育の計画を策定すること。	と。 1 学級、講座、研修会等を開催すること。			4 青少年教育に関すること。		1 青少年教育の計画を策定すること。	と。 1 学級、講座、研修会等を開催すること。
		5 成人教育に関すること。		1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。			5 成人教育に関すること。		1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。
		6 社会教育施設の管理運営に関すること。	1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。					6 社会教育施設の管理運営に関すること。		1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。	
		7 郷土資料館に関すること。	1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。		1 郷土資料館運営委員会を開催すること。 2 郷土資料館の資料の受領			7 郷土資料館に関すること。		1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。 2 郷土資料館の資料の受領	

改正後						改正前					
		8 社会教育関係団体の支援に関すること。			及び受託をすること。 1 指導育成及び助言を行うこと。 2 講師派遣を決定すること。			8 社会教育関係団体の支援に関すること。			及び受託をすること。 1 指導育成及び助言を行うこと。 2 講師派遣を決定すること。
		9 文化の振興に関すること。	1 文化祭を開催すること。					9 文化の振興に関すること。			1 文化祭を開催すること。
		10 福祉教育及び障害者学級に関すること。	1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱				10 福祉教育及び障害者学級に関すること。	1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱	

改正後						改正前								
		11 学校 運営協 議会に 関する こと。	1 学校 運営協 議会の 設置に 関する こと。	1 学校 運営協 議会委 員の任 免に関 すること。	すること。			11 学校 運営協 議会に 関する こと。	1 学校 運営協 議会の 設置に 関する こと。	1 学校 運営協 議会委 員の任 免に関 すること。		すること。		
		12 放課 後の遊 び場対 策及び 区立学 校の遊 び場開 放事業 に關す ること。	1 放課 後の遊 び場対 策及び 遊び場 開放事 業の基 本方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放運 営委員 会の指 導方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放に 係る研 修会を 実施す ること。			12 放課 後の遊 び場対 策及び 区立学 校の遊 び場開 放事業 に關す ること。	1 放課 後の遊 び場対 策及び 遊び場 開放事 業の基 本方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放運 営委員 会の指 導方針 を策定 すること。	2 遊び場 開放運 営委員 会の運 営の支 援を行 うこと。	1 遊び場 開放に 係る研 修会を 実施す ること。		
		13 区内 大学等	1 区内 大学等	1 区内 大学等	1 区内大 学等との	1 区内大 学等との			13 区内 大学等	1 区内 大学等	1 区内 大学等	1 区内大 学等との	1 区内大 学等との	

改正後						改正前						
	との教育活動に係る連携に関すること。	との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。	との教育活動に係る協定に関すること。	教育活動に係る協議会を実施すること。	教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。			との教育活動に係る連携に関すること。	との教育活動に係る特に重要な協定に関すること。	との教育活動に係る協定に関すること。	教育活動に係る協議会を実施すること。	教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。
14	区立中学校の部活動への支援に関すること。		1 区立中学校の部活動への支援の基本方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援の実施方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。		14	区立中学校の部活動への支援に関すること。		1 区立中学校の部活動への支援の基本方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援の実施方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。
15	区立小学校のスポーツ教室に関すること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。		15	区立小学校のスポーツ教室に関すること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。
16	区立学校施設の利				1 区立学校施設の使用を承		16	区立学校施設の利				1 区立学校施設の使用を承

改正後				改正前			
	用調整 に関する こと。		認するこ と。		用調整 に関する こと。		認するこ と。
17	<u>総合 型地域 スポー ツ・文化 クラブ</u> に関する こと。		1 <u>総合 型地域 スポーツ・文 化クラブ</u> の支援の 実施に関 する計画 を策定す ること。		17 <u>総合 型地域 スポー ツクラ ブ</u> に関 すること。		1 <u>総合 型地域 スポー ツクラ ブ</u> の支援 の実施に 関する計 画を策定 するこ と。
18	文化 財保護 に関する こと。	1 文化 財保護 審議会 の諮問 事項を 決定す ること。 2 文化 財の区 指定及 び指定 の解除 を決定 すること。	1 指定文 化財の現 状変更を 許可す ること。 2 文化財 を公開 し、又は 文化財の 公開を勧 告するこ と。 3 文化財	1 指定文 化財の管 理又は修 理を勧告 するこ と。 2 指定文 化財の修 理の届出 を受ける こと。 3 指定文	18 文化 財保護 に関する こと。	1 文化 財保護 審議会 の諮問 事項を 決定す ること。 2 文化 財の区 指定及 び指定 の解除 を決定 するこ と。 3 文化財	1 指定文 化財の現 状変更を 許可す ること。 2 文化財 を公開 し、又は 文化財の 公開を勧 告するこ と。 3 指定文 化財の修 理の届出 を受ける こと。 3 指定文

改正後						改正前					
				<p>保護に係る重要な行事を開催すること。</p> <p>4 寄贈品を受領すること。</p>	<p>化財の所在の変更の届出を受けること。</p> <p>4 指定文化財の現状を調査すること。</p> <p>5 軽易な諸行事を開催すること。</p>					<p>保護に係る重要な行事を開催すること。</p> <p>4 寄贈品を受領すること。</p>	<p>化財の所在の変更の届出を受けること。</p> <p>4 指定文化財の現状を調査すること。</p> <p>5 軽易な諸行事を開催すること。</p>
19	埋蔵文化財に関すること。	1	特に重要な発掘調査を行うこと。	<p>1 重要な発掘調査を行うこと。</p> <p>2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。</p>	<p>1 発掘調査を行うこと。</p> <p>2 事前協議等を指導すること。</p> <p>3 文化庁長官へ発掘等を届</p>	19	埋蔵文化財に関すること。	1	特に重要な発掘調査を行うこと。	<p>1 重要な発掘調査を行うこと。</p> <p>2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。</p>	<p>1 発掘調査を行うこと。</p> <p>2 事前協議等を指導すること。</p> <p>3 文化庁長官へ発掘等を届</p>

改正後							改正前						
						け出ること。							け出ること。
備考							備考						
<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>							<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>						